

議案第 25 号

川崎市空家等対策協議会条例の制定について

川崎市空家等対策協議会条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市空家等対策協議会条例

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。

以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、川崎市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、法第 7 条第 1 項に規定する協議を行う。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 13 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、まちづくり局において処理する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、川崎市空家等対策協議会を設置するため、この条例を制定するものである。